

公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会
日本万国博覧会記念基金及び日本万国博覧会記念基金積立金管理・運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会（以下「この法人」という。）の基本財産及び特定資産管理・運用規程第35条に基づき日本万国博覧会記念基金（以下「万博記念基金」という。）及び日本万国博覧会記念基金積立金（以下「万博記念基金積立金」という。）を適正に管理・運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 万博記念基金

(構成)

第2条 万博記念基金は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構より承継した財産により構成する。

(管理の原則)

第3条 万博記念基金は、取崩さないものとする。

(基金の区分経理)

第4条 万博記念基金は、この法人の他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならない。

(運用)

第5条 万博記念基金の運用は、安全、確実かつ有利な方法により運用を行うことを基本とし、次の各号に掲げる金融商品をもって運用する。

(1) 次に掲げる有価証券の取得

- イ 国債
- ロ 地方債
- ハ 政府保証債
- ニ 特別の法律により法人の発行する債券
- ホ 金融債
- ヘ 社債
- ト 貸付信託の受益証券
- チ 外債

(2) 銀行その他金融機関への預金又は郵便貯金

(3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への元本保証の金銭信託

2 この法人の基本財産及び特定資産管理・運用規程第2条に規定する、財産・資産管理責任者は、万博記念基金の運用に当たっては、あらかじめ理事長の決裁を受けなければ

ならない。

(債券等の信用格付け)

第6条 前条第1号ニの特別の法律により法人の発行する債券、ホの金融債、への社債及びチの外債は、第3項に規定する格付け機関のうち、いずれかの評価が新規購入時点において投資適格程度の「A」格以上の格付けを受けているものとする。ただし、独立行政法人日本万国博覧会機構より承継した債券は除く。

2 前条第1号チの外債については、元本保証の円建て債券のみを対象として、第7条の運用会議で購入できる外債の種類及び保有の上限額を決定し、理事長の決裁を得るものとする。

3 格付け機関は金融庁に登録を受けた格付機関とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 株式会社日本格付け研究所 (J C R)
- (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社 (M o o d y ' s)
- (3) ムーディーズS Fジャパン株式会社 (M o o d y ' s)
- (4) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社 (S & P)
- (5) 株式会社格付投資情報センター (R & I)
- (6) フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社 (F i t c h)
- (7) 日本スタンダード&プアーズ株式会社 (S & P)

(運用会議の開催)

第7条 理事長は、毎事業年度当初に万博記念基金の運用会議（以下「運用会議」という。）を開催し、万博記念基金の運用方法を決定するものとする。

また債券の格下げ等により事業年度当初の資金運用の方法を大きく変更する必要がある場合には、運用会議をその都度開催するものとする。

2 理事長は、運用会議の構成員を有識者及び役職員の中から選定、指名する。

3 運用会議においては、次の各号に定めるものを決定するものとする。

- (1) 資金計画
- (2) 取得すべき有価証券等の種類及び種類毎の構成割合
- (3) 資金運用方針
- (4) その他必要な事項

(理事会への報告)

第8条 理事長は、資金運用の計画及び経過、結果について少なくとも年2回、理事会に報告するものとする。

(有価証券等の取得にあたっての留意事項)

第9条 有価証券の取得にあたっては、次に掲げる項目に留意するものとする。

- (1) 取得しようとする有価証券及び金銭信託証券の利回り、償還期日、格付け、その他の状況を十分把握しなければならない。
- (2) 有価証券等の利回りの動向、需給関係、その他影響を及ぼす諸要因に関する情報の収集に努めなければならない。
- (3) 取引先の信用状況を把握しなければならない。

(有価証券等の管理)

第10条 運用により取得した有価証券又は預金通帳その他これに準ずる証書は、次の各号に定めるところにより、これを保管するものとする。

- (1) 第5条第1号に掲げる有価証券は、銀行、信託会社もしくは証券会社に保護預けをし、又は国債に関する法律（明治39年法律第34号）もしくは社債、株式等の振替に関する法律（昭和13年法律第75号）の定めるところにより日本銀行その他登録機関に登録するものとする。この場合において、貸付信託の受益証券は、記名式としなければならない。
- (2) 基金の運用により取得した貸付信託の受益証券、銀行の発行した預金通帳、郵便預金通帳、金融機関の発行した金銭信託証書その他これらに準ずる証書は、適正に管理するとともに、管理上必要な事項を記載した管理台帳により管理しなければならない。

(有価証券の保有目的)

第11条 第5条第1号に掲げる有価証券は、満期保有目的の債券として取得するものとする。ただし次の各号に定める場合においては、売却を行うことができるものとする。

- (1) 資金計画において、当該有価証券の売却収入を財源とした事業計画を策定している場合
- (2) 当該有価証券を購入した後で、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い有価証券に切り換えるため又はこの法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、他の有価証券に切り換える場合

(有価証券台帳)

第12条 基金の運用により取得した有価証券を管理するため、有価証券台帳を備えなければならない。

- 2 有価証券台帳には、第5条第1号のイからへ及びチに掲げるものについて、有価証券の銘柄別及び取得年月日別に設け、当該有価証券に係る財産権の管理上必要な事項を記載するものとする。

(運用資産明細表)

第13条 万博記念基金の運用資産の全体を明らかにするため、毎月末現在をもって、運用資産明細表を作成するものとする。

(運用資産残高の確認)

第14条 万博記念基金の運用資産の残高を確認するため、有価証券の保護預けをした銀行もしくは信託会社等又は日本銀行その他登録機関又は現金を預託もしくは預金した銀行等の関係先から、毎四半期末現在における有価証券残高証明書又は預金残高証明書等その残高の確認ができる書類を徴し、第12条に規定する帳簿及び前条に規定する運用資産明細表と照合するものとする。

(運用利益金の使途)

第15条 万博記念基金の運用利益金の使途は、次の各号に定めるものに使用するものと

する。

- (1) 日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい国際相互理解の促進に資する活動又は文化的活動に必要な資金に充てるための助成金
 - (2) 万博記念基金の管理及び運用に関する業務及び前号の助成金に付帯する業務に必要な経費
 - (3) 前号の業務を管理するために必要な経費
 - (4) 大阪府が管理運営する日本万国博覧会記念公園の施設の運営に係る経費に充当するための寄附
- 2 第1項第4号に対する支出は、当該年度の運用利益金の総額の2分の1とする。

(運用利益金の使途の明確化)

第16条 万博記念基金の運用利益金の使途については、公表するものとする。

第3章 万博記念基金積立金

(構成)

第17条 万博記念基金積立金は、万博記念基金の運用利益金を第15条の使途に使用した後、生じた残余の資金によって構成する。

(管理)

第18条 万博記念基金積立金については、理事長及び財産・資産管理責任者は、その資産の目的、特性を勘案し、適正な管理に努めなければならない。

(取崩し)

第19条 万博記念基金積立金は、次年度以降の第15条第1項第1号から第3号までの使途に使用するため、理事会の承認を得て取崩すことができる。

第4章 補足

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、資金運用の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月29日から施行する。